

## VI 計画の体系

- |                |   |
|----------------|---|
| 第1章 障がいへの理解の促進 | 1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進<br>2. ユニバーサルデザインの普及啓発  |
| 第2章 生活支援の充実    | 1. 生活支援体制の整備<br>2. 在宅支援の充実<br>3. 施設による支援の充実<br>4. ボランティア活動と育成の充実                            |
| 第3章 保健・医療の充実   | 1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）<br>2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）<br>3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）<br>4. 難病施策の充実    |
| 第4章 療育・教育の充実   | 1. 療育・幼児教育の充実<br>2. 教育施策の充実<br>3. 福祉教育の推進   |
| 第5章 就労支援の充実    | 1. 雇用の促進<br>2. 就労支援の充実<br>3. 福祉的就労への支援  |
| 第6章 社会参加の促進    | 1. 社会参加の促進<br>2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進  |
| 第7章 生活環境の整備    | 1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進<br>2. 住宅・生活環境の整備<br>3. 道路・公園施設の整備<br>4. 移動・交通安全対策の充実<br>5. 防災・安全対策の充実 |
| 第8章 情報提供の充実    | 1. 情報提供の充実  |

※ 文中に（障害福祉G）などの表記がありますが「G」は、グループの略です。

※ 文中の「障がい者」には、「障がい児」も含んでいます。なお、障がい児に特化した事項は、「障がい児」と表記しています。